

Contents

目次

知識財産権関連情報 1

- ・「BORN STRONG」USPTOの新たな政策
- ・中国、著名企業の登録商標識別情報誌を発売予定
- ・欧州特許庁が2026年4月から官納料を引上げ

今月の判例 4

- ・化学発明における明細書の記載要件(容易実施要件)および実験データの必要性 - 大法院2024フ10658判決(2026.1.15.言渡)【登録無効(特)】

- ・無権利者の出願に伴うデザイン登録無効事由および積極的権利範囲確認審判の確認の利益 - 大法院2022フ10401判決(2026.1.15.言渡)、大法院2022フ10418判決(2026.1.15.言渡)

YOU ME便り 8

- ・金柱成弁理士が入社
- ・YOU ME特許法人がAsia Business Law Journal「2025 Korea Law Firm Awards」を受賞

知識財産権関連情報

「BORN STRONG」USPTOの新たな政策

弁理士 李鎔圭

トランプ政権に入り、米国特許商標庁(USPTO)のトップとしてジョン・A・スクワイアーズ(John A. Squires)長官が2025年9月に就任することに伴い、米国の特許審査および審判政策が大きな変化を迎えている。この中で最も大きな政策基調の変化は「Born Strong」政策に基づいている。すなわち、特許は、登録後に攻撃を受ける前に初めから強固でなければならず、今後は「審査は強化、審判は例外的にのみ認定」する政策を行うとのことである。以下にはこれについて詳細に考察する。

1. 「Born Strong」政策の胎動の理由

USPTOが推進するこのような政策は、保有特許に基づくビジネスを営む企業が今後IPR(inter parte review、当事者系レビューで特許無効審判に相当)などによる特許の無効化によりビジネスに打撃を受けないように特許の信頼性と予測の可能性を向上するためであるとみられる。すなわち、企業が活用可能な特許を安定的に確保するようにして、企業が研究開発の投資方向を明確にし、技術の商用化、ライセンスングおよび取引過程で発生する不確実性と費用を低減するために設けられたとみることができ。

2. 「Born Strong」政策の審判に対する影響

結局、「Born Strong」政策は、審判の比重を下げる結果に帰結される。すなわち、一旦特許権を確保すれば、その無効化は難しくなるとみることができ。このような政策の趣旨は、審判手続に以下のとおり反映されている(図の出処：USPTOの審判統計)。

NO	項目	内容	関連資料																								
1	IPR開始率の下落	<ul style="list-style-type: none"> 最近、審判開始(institution)を却下する比率が顕著に上昇(右側統計参照) 新規性(§102)および進歩性(§103)の明白な欠格事由を有していない以上、特許無効手段としてのIPR活用が困難 IPRが特許無効のための普遍的手段ではなく、例外的手段に変化 技術分野では、バイオ/化学分野の審判開始率が高く現れているが、相対的に審判件数は少ない 電気電子分野の審判件数は多いが、審判開始率が最も低く現れて特許無効が困難 手続的にIPRより早いPGR(登録後レビュー)の活用率が高くなり得る 	<p>by patent</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>Year</th> <th>Instituted (Count)</th> <th>Denied (Count)</th> <th>Instituted (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>FY22</td> <td>661</td> <td>235</td> <td>69%</td> </tr> <tr> <td>FY23</td> <td>648</td> <td>255</td> <td>72%</td> </tr> <tr> <td>FY24</td> <td>648</td> <td>229</td> <td>74%</td> </tr> <tr> <td>FY25</td> <td>547</td> <td>470</td> <td>54%</td> </tr> <tr> <td>FY26</td> <td>139</td> <td>157</td> <td>46%</td> </tr> </tbody> </table> <p>会計年度別の審判開始率 (FY22-FY25)</p>	Year	Instituted (Count)	Denied (Count)	Instituted (%)	FY22	661	235	69%	FY23	648	255	72%	FY24	648	229	74%	FY25	547	470	54%	FY26	139	157	46%
Year	Instituted (Count)	Denied (Count)	Instituted (%)																								
FY22	661	235	69%																								
FY23	648	255	72%																								
FY24	648	229	74%																								
FY25	547	470	54%																								
FY26	139	157	46%																								
2	finitive factor 適用強化	<ul style="list-style-type: none"> finitive factor – PTAB(特許審判部)がIPR開始の要否を判断時に適用する裁量的判断(discretionary denial)の基準 finitive factorはApple vs. Finitive(2025)判決で確立され、地方裁判所の訴訟中にIPR開始の要否を判断 finitive factorは地方裁判所の訴訟中断の可能性、裁判日程、訴訟投入資源規模、争点重複の有無、当事者同一性、公益などその他事由に従い、それに基づいてIPR開始の要否を判断 地方裁判所の訴訟とIPRの併行時、IPRの開始棄却の確率が上昇 	<table border="1"> <thead> <tr> <th>Field</th> <th>Rate</th> <th>Count</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>Bio/Pharma</td> <td>67%</td> <td>18 of 27</td> </tr> <tr> <td>Chemical</td> <td>50%</td> <td>19 of 32</td> </tr> <tr> <td>Design</td> <td>N/A</td> <td></td> </tr> <tr> <td>Electrical/Computer</td> <td>27%</td> <td>49 of 182</td> </tr> <tr> <td>Mechanical & Business Methods</td> <td>42%</td> <td>52 of 124</td> </tr> </tbody> </table> <p>技術分野別のIPR開始率 (2025年10月-11月の統計)</p>	Field	Rate	Count	Bio/Pharma	67%	18 of 27	Chemical	50%	19 of 32	Design	N/A		Electrical/Computer	27%	49 of 182	Mechanical & Business Methods	42%	52 of 124						
Field	Rate	Count																									
Bio/Pharma	67%	18 of 27																									
Chemical	50%	19 of 32																									
Design	N/A																										
Electrical/Computer	27%	49 of 182																									
Mechanical & Business Methods	42%	52 of 124																									
3	PTAB 決定に介入	<ul style="list-style-type: none"> PTAB決定に対する長官レビュー(Director Review)権限の積極的な行使によりPTAB決定が変更され得る PTABの裁量判断が長官中心の政策統計体制の影響下に置かれるようになる 	-																								
4	PTAB審判官数の縮小	<ul style="list-style-type: none"> 230人余から2025年に180人余に縮小 	-																								

3. 「Born Strong」政策の審査に対する影響

「Born Strong」政策により特許出願に対する審査品質は強化されるとみられる。「Born Strong」政策の審査に対する影響を整理すれば以下のとおりである。審

査強化により継続審査請求(RCE)または拒絶決定不服審判(Appeal)を行う可能性が大きくなって出願の所要費用が増加することがあり、登録までの所要期間もより長くなる可能性がある。

NO	項目	内容
1	AIによる先行技術調査の施行	<ul style="list-style-type: none"> 審査時に全世界の膨大で多様な先行文献をAIツールを使用して検索 AI翻訳による言語障壁がなくなって多様な言語の先行文献検索に有利であり、日本および中国の先行文献の引用率が高くなり得る 審査時に拒絶率の上昇の見通し
2	審査官の専門性の強化	<ul style="list-style-type: none"> 既存の速度中心の審査から質的完成度中心にパラダイム転換 審査官に審査所要時間をさらに付与して登録・拒絶決定の信頼性強化

4. 示唆点

「Born Strong」政策により米国特許の審査および審判に大きな変化が予想される。審査手続の強化に伴い特許権者の立場では、先行文献の事前検索による米国出願時における登録の可能性を綿密に確かめてみる必要がある。したがって、重要な特許出願は、韓国で先に優先審査請求により迅速に審査を受けて特許登録の可能性を一旦打診してみた後、特許決定となれば、PPH(特許審査ハイウェイ)を介して米国に優先審査請求する方を考慮してみることができる。韓国出願の審査請求を遅らせ、米国出願の審査を先に進行して特許性に影響を与える決定的な先行文献がIDSで提出されないようにする戦略は、USPTOのAIによる先行技術調査によって今後は難しくなり得る。

逆に、特許権の対抗を受ける側では、競争会社の特許出願状況を綿密に把握したうえで、審査段階で第三者による情報提供を通じて競争会社の特許確保を早期に阻止する必要がある。ただし、米国では第三者情報提供の可能時期が極めて制約的であるため、競争会社の特許出願の迅速な把握および早期の先行文献検索による措置が必要である。また、競争会社の特許が登録される場合、登録を事前に探知して、IPRよりも手続上早期に行われるPGRの活用を考慮してみることができる。

中国、著名企業の登録商標識別情報誌を発売予定

弁理士 金成桓

中国の公式刊行物である「中国および外国の著名企業の商標権保護および識別に関する情報(中外著名企業商標维权识别信息)」が2026年4月26日に発売される予定である。登録商標が掲載された同刊行物は、中国全域で商標偽造および侵害の取締りを担当する市場監督管理局および取締り部署の実務参考資料として活用される。中国における模倣商標に対しては、司法手続以前に行政保護措置を通じた対応がより重要であるが、同

刊行物はこのような行政保護措置に重要な役割を果たす。以下では同刊行物について説明する。

1. 概要

同刊行物は、中国の国家市場監督管理総局の傘下の中国工商新聞社が主管して発刊しており、登録商標が掲載される。

2. 機能

商標権者は、自分の登録商標を同刊行物に搭載させることにより、各地域の市場監督管理局および取締り部署による登録商標保護のための効果的な行政的保護および認知度を確保することができる。すなわち、同刊行物に搭載された登録商標は、各市場監督管理局の迅速な陳情処理を助け、効果的な行政的保護と認知度の確保が可能であり、現場取締り時に商標模倣の判断の参考根拠として偽造商品の取締りに実質的な助けとなる。

3. 掲載手続

NO	項目	内容
1	申請期限	2026年3月26日
2	掲載費用	紙面サイズおよびカラー別にRMB 15,000~180,000、代理人手数料は別途
3	必要資料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 商標情報および登録証 ・ 正規品の製品写真 ・ 会社の基本情報 ・ 偽造品の識別資料(選択)

欧州特許庁が2026年4月から官納料を引上げ

欧州特許庁(EPO)が2026年4月1日から官納料を約5%引上げる。今回の引上げは欧州特許庁が2024年4月1日に官納料を引上げて以来2年ぶりである。欧州特許庁は2年ごとに官納料を5%ずつ引上げている。異議申立料と拒絶決定不服審判料は凍結した。参考までに、

官納料のうち、出願維持料と年次料は期限日の3ヶ月前から納付可能である。よって、納付期限が2026年6月30日までである出願維持料と年次料は、2026年3月31日

までに納付して費用支出を節減することができる。主な官納料項目の詳細な引上げの内訳は下表のとおりである。



NO	主な官納料項目	変更前	変更後	引上げ額	引上げ率
1	出願料(オンライン)	€ 135.00	€ 135.00	-	-
2	調査料	€ 1520.00	€ 1595.00	€ 75.00	4.9%
3	指定国手数料	€ 685.00	€ 720.00	€ 35.00	5.1%
4	審査請求料	€ 1915.00	€ 2010.00	€ 95.00	5.0%
5	請求項加算料(16項~50項)	€ 275.00	€ 290.00	€ 15.00	5.5%
6	請求項加算料(51項以上)	€ 685.00	€ 720.00	€ 35.00	5.1%
7	登録料	€ 1080.00	€ 1135.00	€ 55.00	5.1%
8	異議申立料	€ 880.00	€ 880.00	-	-
9	3年次の出願維持料/年次料	€ 690.00	€ 725.00	€ 35.00	5.1%
10	4年次の出願維持料/年次料	€ 845.00	€ 885.00	€ 40.00	4.7%
11	5年次の出願維持料/年次料	€ 1000.00	€ 1050.00	€ 50.00	5.0%
12	6年次の出願維持料/年次料	€ 1155.00	€ 1215.00	€ 60.00	5.2%
13	7年次の出願維持料/年次料	€ 1310.00	€ 1375.00	€ 65.00	5.0%
14	8年次の出願維持料/年次料	€ 1465.00	€ 1540.00	€ 75.00	5.1%
15	9年次の出願維持料/年次料	€ 1620.00	€ 1700.00	€ 80.00	4.9%
16	10~20年次の出願維持料/年次料	€ 1775.00	€ 1865.00	€ 90.00	5.1%

今月の判例

化学発明における明細書の記載要件(容易実施要件)および実験データの必要性

- 大法院2024フ10658判決(2026.1.15.言渡)【登録無効(特)】

弁理士 孫哲

【事件の概要】

本事件は「バルサルタンとサクビトリルを含む超分子複合体」に関する特許(特許第1549318号)に対する無効

審判および訴訟に関する。特許審判院は、訂正を通じた進歩性は認めたと、容易実施要件を認めることができないとの理由により登録無効審決を下した。その後、特許法院も同じ論理により登録無効を判決し、大法院も原審の判断に法理誤解がないとして原告の上告を棄却した事件である。

【化学発明における明細書の記載要件(容易実施要件)の判断基準】

1. 明細書の記載要件-容易実施要件(特許法第42条第3項第1号)

特許法第42条第3項第1号は、発明の詳細な説明を通常の技術者がその発明を容易に実施することができる

ように明確かつ詳細に記載することを規定している。

これは、特許出願された発明の内容を当該技術分野の第三者が明細書のみで容易に理解することができるように公開し、特許権として保護を受けようとする技術的内容と範囲を明確にするためである。

2. 容易実施要件の判断基準

1) 一般的な判断基準

容易実施要件の一般的な判断基準は、通常の技術者が出願時の技術水準に照らし、過度な実験や特殊な知識を付加しなくても明細書の記載により当該発明を正確に理解することができ、同時に再現することができる程度を意味する(大法院2003フ2072判決(2006.11.24.言渡)、大法院2021フ10886判決(2024.10.8.言渡)など参照)。

2) 化学発明の判断基準

いわゆる実験の科学と呼ばれる化学発明の場合、発明の内容と技術水準に照らして予測の可能性や実現の可能性が顕著に不足して実験データが提示された実験例が記載されていなければ、通常の技術者がその発明の効果を明確に理解し、容易に再現できるとみなすことが困難であるということが判例の立場である(大法院2001フ65判決(2001.11.30.言渡)など参照)。

【事実関係の整理および法理の適用】

1. 事実関係

本事件特許の第1項発明は、製薬用活性剤である「バルサルタン」と「サクビトリル」がナトリウム陽イオン、水分子と非共有相互作用を通じて会合した固体形態の超分子複合体に関するものである。しかし、明細書には請求の範囲から除外された「結晶質形態の2.5水和物超分子複合体」に関する実験例や形態に関する記載のみがあり、まさに第1項で権利範囲として請求している「その他の多様な固体形態(結晶質、部分結晶質、無定形など)」に関する具体的な実施例が存在しなかった。

2. 法理の適用-容易実施要件の充足の有無(消極)

大法院は、本事件特許発明が容易実施要件を充足し

ていないと判断した。大法院がこのように判断した理由を以下のとおり要約する。

1) 実験例の不在、形成原理およびデータの不備

本事件特許の明細書には請求の範囲から除外された「2.5水和物超分子複合体」や他のプロドラッグ形態に関する実験例のみ記載されており、まさに第1項発明で権利として請求している(2.5水和物を除外した)他の形態の超分子複合体に関する具体的な実施例は明示されていない。

また、明細書にはバルサルタンとサクビトリルが超分子複合体を形成する原理が記載されておらず、構成要素間の非共有相互作用を説明できる技術的内容も不足している。

2) 予測の可能性の不足

2.5水和物超分子複合体は、特定の比率(1:1:3:2.5)で会合した化学量論的水和物である。通常の技術者としては水分子の個数が異なったり水分子がない場合にも依然として安定した超分子複合体が形成され得るのか、形成されるとしたら、いかなる構造であるのか予測し難い。

3) 再現の困難性

通常の技術者が優先権主張日の当時はもちろん、弁論終結時までの技術水準を考慮しても、明細書の記載のみではいかなる化学物質が超分子複合体を形成し得るのか確認し難い。したがって、過度な実験や特殊な知識の付加がなければ、第1項発明の化合物を正確に理解し、再現できるとみなし難い。

3. 小結

大法院は、本事件第1項発明とこれを引用する従属項(第3項～第11項)発明の全ては、特許法第42条第3項第1号で定めた明細書の記載要件(容易実施要件)を満たしていないと説示し、これを理由として特許を無効とした原審の判断を確定した。

【判決の意義】

本判決は、化学発明における「容易実施要件」の重要性を改めて確認した事例である。特に、出願人が権利として確保しようとする範囲が広範囲であるものの、明細書に提示された具体的な実施例や理論的裏付けがこれに至らない場合、通常の技術者が過度な試行錯誤なしに発明を再現することができないと判断した。これは単に理論的可能性のみでは不足し、請求項に記載された物質に対しても実質的なデータや形成原理に関する明確な説明が必須であることを明確にした。



無権利者の出願に伴うデザイン登録無効事由および積極的権利範囲確認審判の確認の利益

- 大法院2022フ10401判決(2026.1.15.言渡)、大法院2022フ10418判決(2026.1.15.言渡)

弁理士 安希景

1. 事件の概要

本事件は、立体ローラー形状のデザインをもって登録を受けたデザイン出願(以下、「本事件登録デザイン」という。)が無権利者の出願に該当するか否か、および実際に実施されていないデザインを対象とした積極的権利範囲確認審判の確認の利益が認められるか否かが問題となった事案である。

原告は、携帯電話保護フィルム付着装置に使用される立体ローラーを製作しており、当該形状のデザインを出願して登録を受けた。一方、訴外会社は、共同開発過程でアレイ形状に両端方向に2段の段差が形成された立体ローラー形状のデザイン(以下、「対象デザイン」という。)を開発して製作・納品した。その後、原告は、訴外会社から伝達された対象デザインに基づいて一部の形態を変形した製品を製作し、これを出願して本事件登録デザインとして登録を受けた。

これに対して被告は、本事件登録デザインが対象デザ

インの単純変形に過ぎず、真の創作者による出願ではないため無権利者の出願に該当すると主張しつつ、登録無効を求めた。

一方、別個の事件において、被告は、原告のデザイン権を前提に特定の確認対象デザインを指定して積極的権利範囲確認審判を請求したが、当該確認対象デザインが実際に原告が実施しているデザインと同一であるか否か、および確認の利益認定の可否が共に争点となった。

2. 大法院の判断

イ. 本事件登録デザインが無権利者の出願に該当するか否か

大法院は、デザイン保護法上、「デザインを創作した者」とは、物品の形状・模様・色彩などの組み合わせにより視覚を通じて美感を引き起こさせるデザインの創作行為をした者を意味すると前提にした。

本事件において、対象デザインは、訴外会社の職員との議論および開発過程で創作されたものであると認められ、原告は訴外会社から伝達された対象デザインに基づいて立体ローラーを製作し、一部の形態のみを変形して出願したとみなした。

具体的には、本事件登録デザインは、対象デザインと比較して段差の間の傾斜度と幅が多少緩やかにかつ長くなり、外皮厚さが一部厚くなるなどの差があるが、全体ではアレイ形状と両端方向に2段の段差が形成された形態であるという基本的な形態と美感がそのまま維持されていた。

大法院は、対象デザイン自体も段差の傾斜度や幅などに一定の差が存在し、外皮厚さもまた材質などにより変わり得る点などに照らしてみると、上記のような変形は、通常のデザイナーがありふれて採用することができる程度の変更に該当するとみなした。また、このような変形が視覚を通じて引き起こされる全体的な美感に実質的な影響を与えるとみることは難しいと判断した。

したがって、対象デザインの形態一部を上記のように変形した行為を、本事件登録デザインの創作に実質的に寄与した創作行為であると評価することはできず、原告が対象デザインの創作者またはその承継人であると

認める資料もない以上、本事件登録デザインは無権利者の出願で登録されたデザインに該当し、無効事由が認められるとした。

ロ. 無権利者の出願と公知の有無の関係

大法院は、無権利者の出願に伴うデザイン登録無効事由は、出願人がデザイン登録を受けることのできる権利を有しているか否かを要件とするに過ぎず、当該デザインが出願前に公知または公然実施されたデザインに基づくものであるか否かとは直接的な関連がないと判断した。

すなわち、権利帰属の問題と、新規性・公知の有無の問題とは、別個の判断要素であるという点を明確にした。

ハ. 積極的権利範囲確認審判の確認の利益の有無

大法院は、デザイン権者が特定の確認対象デザインを指定して積極的権利範囲確認審判を請求した場合、確認対象デザインと被審判請求人が実際に実施しているデザインとの間に同一性が認められなければ、たとえ権利範囲に属するとの審決が確定しても、その効力は特定の確認対象デザインにのみ及ぶとみなした。

したがって、被審判請求人が実際に実施していないデザインを対象とした積極的権利範囲確認審判請求は、確認の利益がないため不適法であり、確認対象デザインと実施デザインとの同一性は、事後的観点において判断されなければならないと、両デザインが事実的に同一であるとみなし難い場合には同一性を認められないと判断した。

二. むすび

大法院は、本事件登録デザインが対象デザインの単なる変形に過ぎず、真の創作者またはその承継人による出願であると認めることができなため、無権利者の出願に該当して無効事由が認められるとした原審の判断は正当であるとみなした。また実際に実施されていないデザインを対象とした積極的権利範囲確認審判請求は、確認の利益が認められないと判断したうえで、各上告を全て棄却した。

3. 示唆点

本判決は、共同開発または納品過程で形成された先行デザインに基づき、一部の形態のみを修正して出願した場合、その変形が通常のデザイナーが容易に採用することができる程度に過ぎず、全体的な美感に実質的な差がない場合、創作行為が否定されて無権利者の出願に該当する可能性があることを明確にした判例であるという点から意味がある。

特に、デザインの創作者の判断において、単なる形態変更や設計上の微細な修正のみでは創作性が認められ難く、当該変形が全体的な美感に実質的に寄与したか否かが核心的な判断基準となるという点を明確にした。

また大法院は、無権利者の出願に伴うデザイン登録無効事由は、出願人がデザイン登録を受けることのできる権利を有しているか否かを基準として判断する事項に過ぎず、対象デザインが出願前に公知または公然実施されたか否かとは直接的な関連がないとみなした。すなわち、対象デザインの公然実施の有無と関係なしに権利帰属が認められない以上、無権利者の出願に伴う無効事由が成立する可能性があることを明確にした点からも重要な意味がある。

同時に、権利範囲確認審判と関連して実際に実施していないデザインを確認対象と特定した場合には確認の利益が認められず、審判請求自体が不適法となる可能性があることを再確認した点から、今後のデザイン紛争の実務において確認対象デザインの特定および実施同一性の立証の重要性を強調した判決と評価される。

したがって、本判決は、①デザイン創作者および実質的な創作への寄与の判断基準、②無権利者の出願と公知・公然実施の有無の無関係性、③権利範囲確認審判における確認の利益要件を総合的に提示した判例であり、今後のデザイン無効審判および権利範囲紛争の実務において重要な判断基準として活用されると予想される。



YOU ME便り

金柱成弁理士が入社

金柱成弁理士がYOU ME特許法人に入社し業務を開始しました。

・ 金柱成弁理士

学歴：釜山大学校 機械工学部 (2019)

ソウル大学校 法学科 知識財産専攻修士
(2026)

経歴：弁理士試験合格 (2017) 

YOU ME特許法人がAsia Business Law Journal「2025 Korea Law Firm Awards」を受賞


YOU ME特許法人

YOU ME特許法人がアジア有数の法律専門メディアであるAsia Business Law Journalが選定する「2025 Korea Law Firm Awards」から特許出願分野の受賞ローファーム(Award Winning Law Firm)として選定されました。今回の受賞は当法人が知的財産(IP)分野で示した専門性と顧客中心の法律サービスの力量をアジア法律



市場で公式に認められた結果であるという点において大きな意味があります。Asia Business Law Journalは、毎年韓国を含むアジア主要国のローファームを対象として法律専門性、市場影響力、顧客評価、主な取引成果などを総合的に評価し、優れたローファームを選定しています。今回の受賞により当法人は韓国を代表する知的財産専門ローファームの一つとして再びそのステータスを確認することとなりました。今回の2025 Korea Law Firm Awardsの詳細は下記のリンクから確認できます。

- ・ 2025 Korea Law Firm Awards 英語ページ
<https://law.asia/korea-top-law-firms-2025/>
- ・ 2025 Korea Law Firm Awards 韓国語ページ
<https://law.asia/ko/korea-top-law-firms-2025/>

当法人は、今後も国内およびグローバル顧客に信頼できる知的財産法律サービスを提供し、アジアを代表するIP専門ローファームとして成長を続けて参ります。 



〒06134 大韓民国ソウル特別市江南区テヘラン路115 瑞林ビル
TEL: +82-2-3458-0102(日本語) FAX: +82-2-553-5254
E-mail: email@youme.com

上記YOU ME NEWSと関連してご意見またはご希望の資料などがありましたらいつでも弊所までご連絡下さい。

www.youme.com